

次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

所 属	幸区内の市立小学校
職 位	教諭
年 齢	45歳
性 別	男性
処 分 内 容	懲戒免職
処 分 理 由	<p>当該教諭は、令和6年6月頃から令和7年6月頃にかけて、児童複数名に対し、自身が所属する学校の教室内で下半身の一部の露出を伴う不同意わいせつ行為を行ったこと、同校においてわいせつな行為をした上身体を撮影したこと等の疑いで、令和7年10月30日、同年11月19日、令和8年1月20日及び同年3月10日に順次神奈川県幸警察署に逮捕され、令和7年12月10日及び令和8年2月10日等に横浜地方検察庁川崎支部から起訴・追起訴されており、教育委員会事務局職員部教職員人事課との接見等において、概ね起訴事実を認める旨を述べた。</p> <p>本件は、児童に対する教育職員による性暴力等として極めて重大かつ悪質な行為であり、児童及び保護者の信頼を著しく失墜させ、教育公務員として全体の奉仕者にふさわしくない非行であった。</p>
処分発令日	令和8年4月22日
処 分 者	川崎市教育委員会
備 考	<p>当該職員の管理監督者について、次のとおり処分を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none">・校長 57歳 男性 戒告・処分発令日 令和8年4月23日・処分理由 <p>校長は、令和6年12月に当該教諭の行動について報告を受け、一定の対策を講じたが、教育委員会への報告を行わなかった。その後もわいせつ事案が発生したことは、校長としての職責を怠ったものと言わざるを得ず、管理監督者として指導監督に適正を欠いたものであった。</p>

問合せ先

川崎市教育委員会事務局職員部教職員人事課 佐久間
電話 044-200-2883 内線50508